

災害時における地下水の提供に関する協力協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と鈴鹿回生病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協力協定は、災害時に乙が管理する施設で浄水処理された地下水（以下「地下水」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における飲料水の確保を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し地下水の一部を地域住民に提供することに関して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請に対して、医療活動に支障のない範囲で要請に協力するものとする。

（自主的活動）

第4条 乙は、災害発生時において、通信の途絶等により甲との連絡が取れない場合は、自主的に被害状況を収集し、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、自主的に地域住民に地下水の提供を行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、地下水の提供を無償で行うものとする。

（資機材等の備蓄）

第6条 甲は、乙が設置した倉庫に災害時に給水活動を行うために必要な非常用飲料水袋等を予め提供するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。但し、期間終了までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 この協力協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協力協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年1月17日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

川 寿 光 男



乙 鈴鹿市国府町112番地1

医療法人 斎寿会 回生病院

理事長

平 岡 玄 次



災害時における地下水の提供に関する協力協定の確認事項

平成20年1月17日に締結した災害時における地下水の提供に関する協力協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、下記の事項について確認する。

1 目的（第1条関係）

災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定するもので、大規模な事故を含むものとする。

2 協力要請（第2条関係）

鈴鹿市が鈴鹿回生病院に給水活動の協力要請を行うときは、給水対象区域を示して要請するものとする。

3 自主的活動（第4条関係）

鈴鹿回生病院が自主的に給水活動を行ったときは、速やかに鈴鹿市に報告をするものとする。

4 資機材等の備蓄（第6条関係）

鈴鹿市が鈴鹿回生病院に無償で提供する非常用飲料水袋については、協定締結当初に提供する数量に限る。

鈴鹿市は、災害発生時における給水活動を円滑に行うため、平素から市民に給水を受けるための容器を確保するよう広報、周知を行うものとする。

平成20年1月17日

鈴鹿市生活安全部防災安全課
鈴鹿回生病院総務課

